

蜂須賀家臣団成立書の「乳人」「老女」関係史料について

桑 原 恵

はじめに

以下に紹介する史料は、徳島大学附属図書館所蔵の蜂須賀家臣団成立書に見られる、乳人・老女に関するものである。家臣団成立書は、徳島藩の家臣が自家の由緒などを書き上げ、藩主に提出した史料である。その中に、家の成立に際して乳人として仕えた女性に関して記録されたケースが二件、老女や中老女として仕え、養子を認められたケースが六件ある。

武家の女性の役割や働きとしては、妻として家政向きの取締や子弟の教育などがよく取り上げられるところである。それは、一般的に結婚した女性の「家」に対する役割として捉えることが出来る。それに対し、奥女中として一生を終える女性は、武家の妻として婚家の家政を支えるという役割は持たない。その意味では、近世女性の「娘―妻―母」というライフサイクルに包摂されない存在であり、奥女中として大名家に奉公することで一生を終えることになる。男性の場合は、家長として自己の家の継承者でありつつ奉公する形が一般的であると思われるが、奥女中の場合は、そうはならない。むしろ女中個人として奉公を続け、老年に至り養子を許される。そして、奥女中から始まる「家」が「成立」することとなるのだが、ここで紹介する徳島藩のケースでは、奥女中が養子を迎えて立てた「家」の初代は、彼女ら老女や中老女ではなく、養子となっている。

ここでこれらの史料を紹介したのは、これら蜂須賀家の「奥」に仕えた女性たちが、成立書においてどのように記載されている

のかに注目したいと考えたからである。あくまで、蜂須賀家の家臣団における乳人と奥女中に関する八件の事例のみに過ぎないが、すべてにおいて、「奥」に仕えた女性たちをその「家」の初代として扱っていないことには共通性がある。それは、二件の乳人の例も同様である。成立書の本文では、「家」の成立についての記述の中で、乳人もしくは奥女中としての働きについて記載するものの、系図には、乳人の場合では乳人の夫を初代の先代として系図上に示し、乳人はその妻として記述されているのみである。老女や中老女では、系図の系譜上には一切彼女たちの名は記されない。系図の冒頭にその家が、奥女中の養子として成立したことが「老女佐山養子」のような形で一行記されるのみとなる。但し、このような系図冒頭の注記は、他の家臣家では為されないもので、そのような記述があること自体はかなり目立つものとは言える。

また、それぞれの初代に宛行われた禄高を見ると、乳人本人に宛行われていた知行を相続させたのは、三代光隆の乳人長盛院のみである。また、その長盛院のケースについては、長盛院には息子が二人おり、長男が病弱で出仕できず、その上盲目となったことから二男の厄介となって暮らしていたが、その長男の子供（嫡孫）に、自分に下されていた知行を譲りたいと願い出て許可されたものである。四代綱通の乳人即是院の場合には、彼女の死後彼女に宛行われていた知行は返上されている。また、老女・中老女の養子が名乗る苗字については、彼女た

ちの実家の苗字を名乗るといふ規則は見いだせない。老女や中老女の養子の苗字についてみると、老女・中老女の実家の苗字を名乗った例は、三例（繁山・滝尾・繁野）あるが、その三例とも、養子の実家の苗字と老女の実家の苗字が同じである。中老野崎の場合は、養子の実家の苗字を名乗っているが、このケースは、後述するように出身身分が陪臣クラスであることも関係する上、他のケースとは異なり、養子縁組以前に既に養子が天文方として奉公している。老女佐山の場合は、実家の苗字でも養子の苗字でもなく、佐山を苗字としている。さらには、老女香河の場合は、実家である「弁左衛門家者絶家仕候」と記され、彼女の実家の苗字でも、養子の実家の苗字でもない島田を苗字としている。

ただ、乳人・奥女中どちらのケースにおいても、乳人・奥女中は「家」の系譜の中で代数にはカウントされていない。さらに、中老女野崎のケースを除けば、乳人・奥女中共に、母もしくは養母との関係によって、児小性に召し出されることが「初代」の出仕の契機である。その点では、長盛院が嫡孫に自分の知行を譲りたいと願ひ出て許されたケースでも、その嫡孫が児小性に召し出されている。例外となる中老女野崎の養子樋富菊郎については、野崎の出身身分が先規奉公人であることが関係していると言えるのかも知れない。先規奉公人とは、徳島藩の家臣に代々奉公している奉公人であり、苗字・帯刀などの格式を有する者もあるが、持高を持ち身分としては農民に位置づけられる。従って、彼女には成立書で実家の苗字の記載がない。ともあれ、共通して立えることは、乳人・奥女中ともに、彼女たちの「奉公」に対して立てることを許された「家」でありながらも、女性を初代として位置づけることを避けようとしているということである。成立書本文では女性の働きが明記され

るにもかかわらず、系図上は、男性から「家」が始まり、男性へと継承されているような体裁がとられている。このことについては、他藩の事例とも比較しながら検討していく必要がある、徳島藩の事例のみでは結論を導くことは出来ない。

以上、不十分ながら史料について注目される諸点を指摘した。以下、史料を紹介するが、長盛院に関しては、彼女の息子・孫・弟が家臣に取り立てられるので、その三家について紹介している。すべての史料について、家の初代に関する記述までと系図の冒頭部分を紹介しておいた。これは、既に述べたように、初代の記述までを読むことで見えてくる、成立書での彼女たちの扱われ方に注目するためである。

【三代光隆乳人長盛院関係成立書 一】
(表紙)

成立書并
系図共
柏木加内

成立

伊藤忠兵衛基知妻幼名万

長盛院

生国丹後京極丹後守殿御内美濃部菅兵衛茂郷二女
菅兵衛茂郷、当
時中島業作先祖

忠兵衛義親助右衛門基房以来福島左衛門大夫之旗下二罷在候処、
福島家滅亡ニ付浪人仕、暫京都二寓居仕罷在候内、寛永七年甲
午之秋病死仕、同年十月

南崇院様^三之御乳人二被 召出候

右被 召出候節之運等詳ニ難相分御座候、婦人之義子共幼少ニ而睨々記録も無御座、先祖之系譜茂委相分不申候、追而先祖共綴置候筆記御座候所、少々宛之相違茂相見、紛敷義共御座候、長盛院存在之節指出候書付之儘左ニ書写指上申候、追而年曆書入候処、是又旧記之姿ニ御座候、書入不仕分月日等相分不申候

覚

剛漢様^四御たん生前小笠原右近様^五御前様^六より岡崎様へ御たのみ遣され、京にて岡崎様御きもいり被遊方々より数人めしよせられ候内、出生・先祖・親類まで御吟味の上にて私 召出され

剛漢様御誕生の御吉左右御座候迄、岡崎様ニ召置るへきよしにて罷在候処、右近様御前様より岡崎様へ仰進られ候ハ、其許よりハ程遠く、爰元々ハ阿波へ程近く候へハ、吉左右次第少もはやく遣し申度候まゝ、此方へ御越下され候様にと仰進られ候ニ付、右近様御前様の御もとへ遣され、明石に召置れ、十月十三日ニ御誕生被遊候よしの御吉左右申参候いなや、阿波へ早く御くたし被成、爰元へ着候へハ、早く蜂すか山城との・長谷川越前との御兩人私を召連られ

御城へ御上り右近様并御前様より 仰進られ候趣

齡昭院様^七へ仰上られ、さて澤渡・しま井お局へ私を御わたし被成候処ニ、早々

齡昭院様御目見 仰付させられ、その御座敷にて

齡昭院様御意被成候ハ、

千松様^八を私に御預被成候まゝ、大事ニ仕候へとの

御意にて御七夜之内より御奉公仕候、

千松様御幼少の御時は、御病者に御座なされ候故、昼夜には六

七度つゝも御ひきやう被遊候、夜もろくにふさり不申、昼夜御奉公仕候、御誕生の時御へニハいなた修理殿御上被成候、御とり上ハをなしく御内七夜の御ひきめ生駒織部方御乳つけ、おなしく御ミちまて

千松様御二ツの八月五日こゝもと御舟に召させられ

齡昭院様江戸へ御下り被遊候ニ付

千松様も御同道明石へ御より被成、六七日御逗留夫々京都岡崎様へ御寄被成、二三日御逗留被成、江戸へ御下り

千松様道中にて夜るに五六度つゝ御ひきやう被遊候ゆへ、御ひま入、九月十五日に江戸上屋敷へ御着被遊候次第ニ

千松様御成人なされ御十三にて

御目見被遊候、その後御部屋領三万石

天庸様^九より進られ候節

剛漢様御意に、少にて候へとも茶の代に仕候へとて御知行高百石被下候、其時私申上候は、子々孫々まで御やくかいに可罷成私事ニ候へ者、旁以御ことわり申上候と、稲田勘解由方をもて、さい三申上候へ共、達て拝領仕候へと、度々御ねんころの御意おもく御座候ゆへ、御請仕候、右之外私に前かとり下され候七人御扶持方其まゝ取かゝりニ拝領いたし候、是をも御ことわり申上候へとも色々御ねんころの御意ゆへ拝領仕、其後私病氣ニ成申候、求馬願申上

御城より下り候節、尾関源左衛門方を以右七人扶ちかたさし上申候、

剛漢院様へハけたいなく御奉公仕上申候、以上、

長盛院

九月廿二日

はせ川

主計様

一 毎年御茶口切并鮭壹尺御広間小性ヲ以拝領被 仰付候

一 籠茶式拾斤毎年被下置候

一 御拝領被遊候御時服御下配拝領被 仰付候

一 長盛院弟中島勘右衛門茂直 御家江被

一 召出候次第者、寛永九年壬申五月

興源院様御退 城被遊、直二御内所江被為 入候日、於 殿

中加藤肥後守御取潰被成旨被 仰出候、其方兄弟共肥後二有
之由、浪人仕氣之毒ニ可存与

思召旨

御意被遊難有奉存候旨申上候、弟中島計馬儀後中島被 召出被

下候ハ、難有可奉存旨申上候所、肥後守者大身ニ候得者、我
等方へ可罷越哉先可申遣旨

御意被遊、無勿体

御意之旨御請申上、肥後後中島計馬方へ右之段申遣候処、翌年江

戸御屋敷江計馬義着仕候、被 仰出候者、直二高をも可被下

置候得共、御例無之儀ニ候条、先七人御扶持方御支配拾五石

被下置候、右者中老二男二被下置候御扶持御支配二候間、不

足ニ存間敷旨御結構成

御意ニ而被 召出、其後高被下置候中島宗作、
家之祖、

一 長盛院嫡子伊藤清兵衛友清病身ニ而御奉公相調不申、元禄二

年己巳十二月病死仕候、嫡孫柏木為左衛門友廣被 召出被下

候様奉願候処、御広間小性ニ被 召出、其後自分拝領之百石

高為左衛門江被下置候様奉願候紙面全文書写指上候柏木為廣、
家之祖、

候

文瑛様+

当殿様江ハ何の御奉公をも不仕候に、御慈悲ふかく只今迄

其まゝ下置せられ候御事、別而有かたく冥加至極ニ奉存候、

柏木為左衛門義元来私まこ、此者親柏木求馬兄にて御座候、

天庸様御代下條勘兵衛ヲ以 召出され可被下候よし

御意ニ御座候へとも、病氣故御断申上候、その後

剛漢院様御代にも林和泉を以 召出さるへきよし

御意ニ候へとも、病氣快氣仕らず候故、是又御断申上候、其

後もうもくに罷成、求馬苦勞ニ成居申候者に私惣領孫ニて御

座候故、出生早々私手前へ引取りニ仕候て養育致置候、

(異筆)「延宝三年乙卯九月廿三日」

文瑛様御代に山田豊前ヲ以右之趣申上候へ者、同日御小性ニ

召出され下され候、私事右申上候通、何より冥加おそろしく

奉存候まゝ、私名代為左衛門に丈夫ニ御奉公仕らせたく奉存

候まゝ、私に下され置せられ候御知行為左衛門に

仰付させられ下され候ハ、重々難有可奉存候、右之趣御つ

いての折節しかるへく

御耳にたてさせられ可被下候、頼奉り候、以上、

長盛院

貞享三年丙寅

九月廿三日

長谷川主計様

右奉願通同十月三日被 仰出、組江指加被遊候、

一 長盛院義病氣ニ而、五木湯入治仕候ニ付、為右之料板野郡神

宅村祝谷之内ニ而山林壹ヶ所被下置候趣申伝候、後元禄六年

乍恐申上口上之覚

剛漢院様御幼少より私数年御奉公仕御知行高百石下置せられ

月日相分、不申候、 柏木為左衛門義奉願、右山林拝領仕候、

一長盛院義寛永八年辛未八月

南崇院様御供仕江戸江罷越候義者相見へ候得共、相詰候年数罷帰候時節共相記候物無御座候、猶又

御城より候年月日相分不申候、元禄六年癸酉四月廿一日病死仕候、

初代

柏木求馬友直

幼名伊藤虎之助後柏木元女又改求馬

南崇院様御幼年之節、寛永十二年乙亥月日相分、不申候、六歳二而江戸江被

召寄、御奥二而御遊被遊候御伽二罷成、寛永十七年甲辰月日相分、不申候、

拾壹歳之春、御表江罷出候而、御奉公仕候处、慶安元年戊子月日相分、不申候、拾九歳二而御相伴二前髪御執せ被遊

興源院様為

御意柏木元女与相改申候、同二年己丑之春月日相分、不申候、御知行高式百

石被下置候、其節御部屋住付之御弓御預被遊候間召抱候様被

仰出、則吟味仕拾人召抱支配仕候、同四年辛卯春月日相分、不申候、於瓢箪

島下加旅春本屋敷被下候、同年六月廿八日、從

興源院様御知行所付 御判物被下置候、承応元年壬辰月日相分、不申候、式

拾三歳二而御加增高三百石被下置、御持筒御振替御預被遊候、

同年十一月七日從

南崇院様御知行所付 御判物被下置候、名文字之義此 御判物

二者求馬与有之相改候時節相分不申候、同三年甲午六月朔日住

吉島土屋權右衛門上り屋敷御振替被下、明曆二年丙申七月廿七

日於助任速水甚五左衛門上り屋敷御振替被下候、同三年丁酉月日相分、不申候、式拾八歳之春、年来苦勞仕旨御結構成

御意より御加增高三百石被下置、同年八月朔日從

南崇院様御知行所付 御判物被下置候、江戸御供仕候刻、槍式

本乗物二而可罷越旨并道中騎馬役御番御免被遊旨被 仰出候、

南崇院様御代初二御勤役、稲田勘解由・櫻原忠左衛門被 仰付、

其翌年より求馬二被 仰付、每江戸相勤其内津田監物江戸御供二

参候刻、御客送迎同役二被 仰付、其以後西尾数馬罷越候節も

右同然二御座候、御奏者役二相加申義も御座候、右天々年月相分不申候、旧記之通相認指上申候、

、每江戸御供仕候二付、屋敷構も罷不成、他国より御使者等有之

節者、洲本より道筋二も御座候一江戸御免被遊候ハ、塀長屋

修理仕度旨達

御耳、寛文五年乙巳月日相分、不申候、

御参勤御供御免被遊候、同八年戊申九月前野紀六 御国江御指

越之節、自江戸木曾路同道之一列、稲田三郎兵衛・柏木求馬・

長井六郎左衛門・穂積甚五左衛門・平瀬左六兵衛・秋岡忠左衛

門・飯沼幾右衛門・佐藤忠兵衛被仰付、道中無別条御国許江着

仕候右往來之月日共、相分不申候、

德音院十一様御代二も御小性廻り三度江戸江被 召寄、延宝四

年丙辰罷戻候節、近年持病度々指出難相勤故、御小性役并御持

筒之義も御近習役二候間、指上申度旨奉願候处、被為

聞召届御免被遊、病氣可遂養生旨被 仰出、御先手御鉄砲組御

預被遊候前後在江戸之年、曆等相分不申候、天和二年壬戌十月六日町御奉行被 仰付、

同三年癸亥依病氣御断申上、九月晦日退役被 仰付候、貞享四

年丁卯五月晦日病死仕候

二男

柏木源五言知

御目見小性二被 召出其後生駒源治奉願通養子二被 仰付候年

号月日御宛行等相分不申候

(以下略)

二代

柏木求馬友貞

系図

藤原姓

伊藤

大職冠

淡海

鎌足

不比等

[中略]

母妙京院氏不詳

伊藤忠兵衛

基知

妻美濃部普兵衛尉茂郷女 名万後号長盛院

母美濃部普兵衛尉茂郷女

清兵衛

多病不奉仕終于家

友清

妾腹

友廣

柏木為左衛門 被 召出柏木為藏友長先祖

友直

妻生駒織部言房女

女

嫁于片山半兵衛幸久

女

嫁于平野官太郎直重

友貞

二代 初友重求馬 妾腹

幼名五郎太郎後加内隠居号泰翁

妻森甚五兵衛村安女

言知

妾腹

源五

被 召出後為生駒源治言如養子

女

嫁于福家大右衛門幸佐

(以下略)

【三代光隆乳人長盛院關係成立書 (表紙) 二】

成立書并

系図共

柏木為藏_{十二}

初代

初友基

母美濃部普兵衛尉茂郷女

友安

柏木求馬

幼名伊藤虎之助後元女

成立

初代

柏木為左衛門友廣

德音院様御代延宝三乙卯年九月廿三日被 召出被下候様養母長盛院奉願候処、同日御広間小性被 召出五人御扶持御支配拾石被下置候、御広間御番拾式年相勤申候、長盛院成立之義柏木求馬申上候通二御座候、同四丙辰年三月御供在江戸罷越、同五丁巳年五月罷帰候、同年十月七日紀州江為御使者罷越同十三日罷帰候、同八庚申年三月御供在江戸罷越同九辛酉年五月罷帰候、貞享元甲子年六月廿三日

盛徳院様^{十三}御病氣二付、御見廻中急御使者罷越、同七月十四日罷帰候、同丙寅年九月廿三日長盛院二被下置御座候御知行高百石、為左衛門二被下置候様長盛院奉願候処、同年十月三日奉願通被下置、組江御指入被 仰付候、長盛院二被下置御座候御判物其儘拝領仕候、同四丁卯年三月御供在江戸罷越、同五戊辰年五月罷帰候、元禄六癸酉年七月廿八日長盛院前方藁湯二入治仕候節、板野郡神宅村祝谷二而山林老ヶ所拝領仕罷在候、其儘拝領仕度旨奉願候処、同八月廿九日奉願通被下置候、同年三月七日林伊右衛門在江戸留主中、右組触使被相頼相勤居申内、伊右衛門於江戸病死仕、夫必直二右上り組触使被 仰付、同八乙亥年二月七日迄相勤申候、同年正月五日

仁良院様^{十四}江御附被遊江戸江罷越、同九丙子年二月罷帰候、同十五壬午年九月廿八日西之 御丸上番被 仰付、同十六癸未年十月七日御免被 仰付候、宝永五戊子年三月十日左京様^{十五}江戸江御越被成候二付、御道中御宿取御用被 仰付罷越 上屋

數御留守番被 仰付、同六己丑年三月廿八日罷帰候、杉浦久右衛門三男源八儀奉願養子被 仰付候、右年月相分り不申候、正徳五乙未年三月十三日、為名代養子源八御供在江戸罷越、同六丙申年二月十一日罷帰候、享保八癸卯年八月、為名代源八御供在江戸罷越罷帰候、年月相分り不申候、其外日相分り不申分相記不申候、家屋數拝領仕候年月相分り不申候、同九甲辰年九月廿八日病死仕候、

(以下略)

二代
柏木源八友房

系図

母美濃部督兵衛茂郷女後号長盛院

伊藤清兵衛 幼名左門

藤原友清

妻不詳

女

嫁于河村与兵衛某

母不詳

初代

柏木為左衛門 幼名久米之助

友廣

妻林即安安親女

女

嫁于牛尾宅兵衛常忠

女 嫁于上野夫兵衛某

友法 紋兵衛

女 実河村与兵衛某女為友廣養女嫁于高木善次郎吉辰

二代 源八 幼名善助 実杉浦久右衛門永貞三男

友房 妻養父為左衛門友廣女

女 源八友房妻

女 嫁于藤川十兵衛末壽

(以下略)

【三代光隆乳人長盛院關係成立書 三】
(表紙)

成立書并
系図共

中島采作十六

成立

先祖美濃部下総守茂郷当家之分流ニ而江州水口之城ニ罷在、嫡子右衛門大夫茂濃子孫者慶長之比也

公義江被 召出、二男民部輔茂則嫡子菅兵衛茂江京極丹後守殿旗下ニ罷在、其後浪人仕候年曆委細難相分御座候、

初代

中嶋勘右衛門茂直

生国丹後、美濃部菅兵衛嫡子ニ而御座候所、肥後国ニ罷在候外祖父中嶋嘉内之助方ニ而預養育成長仕、中嶋数馬与相改申候、然処姉長盛院儀寛永七午年

南崇院様之御乳ニ被 召抱、同九申年五月

於江戸

興源院様御退

城後長盛院江

御意御座候ハ、今日於

殿中加藤肥後守御取潰被成旨被 仰出候、其方兄弟共肥後之國

ニ罷在由可致迷惑与之

御沙汰ニ付、弟数馬儀被 召出被下候者難有可奉存旨申上候所

彼方者大祿殊ニ其方兄弟共念比ニ候由、左候ハ可參哉難計候

得者、右存志ニも候ハ尋遣候様

御意之次第長盛院方申越候ニ付、被 召出被下候者難有奉存旨

返答仕候、則達

御耳可被 召出候間呼寄可申旨被 仰出候趣猶又申越候、依之

翌酉年発足

興源院様御帰国後江戸江着仕、長盛院儀右之趣

齡照院様江申上候所、追而從

興源院様岩田監物を以此度被 召出、七人御扶持方御支配拾五

石被下置候、当時高をも可被下候得共 御家久敷諸士之子共

被 召出候も当分高不被下候、御家中之面々存所も
思召右之通被下置候得共、是又 御家之中老之二男並被 召出
候間、不足二存間敷旨被 仰出、且又

南崇院様御人少候条、来春
興源院様御参府迄其許二相勤可罷在旨被 仰出、御請申上候、
翌戌年

御参府早々
御目見被 仰付、兼而
御手許二可被 召仕旨
思召候得共

南崇院様御人少候間 御付被遊旨被 仰出
御側近御奉公仕慶安四卯年高百三拾石被下置、承応元辰年御加
增高七拾石被下置、同二丑年二月屋敷拜領仕候、右之内奉願名
勘右衛門与相改江戸詰拾九年、旅役式拾度、其外早々
御用相勤并嫡子勘平

御目見をも被 仰付候、其後御役儀御免組入被 仰付、元禄十
丑年二月六日病死仕候

右被 召出名替高野下置江戸詰候其外二早々被 仰出等之年、
月日并御用之品何某相江御指入等、相記無御座分、相知不申候

二代
中嶋勘平茂高

(以下略)

系図

菅原道真男常陸介兼茂二十一代
美濃部下総守 幼名菅三郎 江州水口城主
茂郷

妻蒲生何某高廣女

茂濃 下総守 幼名菅三郎 右衛門大夫 上総介
子孫奉仕 将軍家

母蒲生何某高廣女

民部輔

妻武田大膳大夫信虎女

茂則

母武田大膳大夫信虎女

菅兵衛 幼名孫作

茂江

妻加藤肥後守忠廣家臣中島嘉内之助某女

嫁于伊藤忠兵衛基知

女

嫁于紀州家御家臣松平内記亮

初代

茂直

母加藤肥後守忠廣家臣中島嘉内之助某女
中島勘右衛門 幼名嘉平次 後數馬
妻小笠原遠江守様御家臣佐藤長兵衛某女

(以下略)

【四代綱通乳人即是院關係成立書】
(表紙)

成立書并
系図共

佐野萬之丞_{十七}

成立

即是院

松平安芸守殿_〆淺野式部少輔長照殿江附人松村孫大夫娘二而御座候、松平相模守光仲様御家頼村上伊織近類二付、光仲様奥様御側二被召仕相勤候処、御暇奉願、佐野市右衛門江嫁申候、市右衛門儀者備後国福山城主水野日向守殿二相勤罷在候内、子細御座候而御暇を乞、江府住居仕罷在候、明曆二申年
德音院様御誕生被遊、御乳人御詮議被 仰付候節、
光仲様奥様_〆佐野市右衛門妻筋目宜敷者二候旨
南崇院様江御言葉被添、早速被 召出、御乳人御支配五人御扶持、銀式拾五枚、夏冬御仕着被下置候、
南崇院様御直二
德音院様御乳主有之哉与御尋被遊候二付、虎之助与申倅御座候旨申上候処、
南崇院様御乳主茂虎之助与申候二付、一入御吉兆与被思召旨

御意有之、早速御乳主被 仰付、御屋敷江御引越日々
御前江罷出候、延宝元丑年、即是院儀

德音院様御初入二付、御国江罷越候様被 仰付 御国元江罷越御城内二相詰、高百石被下置、御局役相勤、同年冬地方被下置相勤居申候処、同六年病氣大切二相疼下宿仕、同年三月六日病死仕候二付、被下置候百石指上申候、同年
德音院様御帰城之上、墳墓御建立被遣并仏事被 仰付、御目付寺江被遣御香奠を茂被下置候

初代

佐野源蔵武雅

万治二亥年

德音院様御児小性二被 召出、五人御扶持方御支配拾五石夏冬御仕着被下置候、寛文十二酉年
德音院様御元服被遊候二付、為御相伴、前髪執候様被 仰付、御時服頂戴仕其節奉願、名弥五左衛門与相改申候、延宝元丑年御初入御供仕、御国江罷越、新知高三百五拾石被下置、物頭二被 仰付、柏木求馬次席二御指置之旨被 仰付候、同四年御持筒組御預被 仰付、同年奉願名源蔵与相改申候、同年細野平左衛門上り屋敷被下置候、天和二戌年病氣二付御持筒組被 召上、御近習之御奉公御免被為下候様奉願通被 仰出候、
德音院様御代_〆
南溟院_{十八}様御代迄每江戸御供仕候、往來年月相分不申候、同三
亥年御鉄砲組御預被 仰付候、病身支配仕候、貞享四卯年御使者被 仰付相勤申候_{御先方相、分申候}、元禄元辰年病氣二付、御鉄砲組裁判難相調、組被 召上被下候様奉願候所、段々御入割之
御意之上御免被遊間敷旨被 仰出、同年江戸御供被 仰付罷越

申候、同二巳年於江戸御結構之御意之上、御加増高式百石被下置候、同九子年在江戸罷帰候、往来相分不申候、同十五年四月三日病死仕候、右一代之妻相配候内、月日者相分不申候、

二代
佐野弥五左衛門高寛

(以下略)

系図

佐野太郎基綱十一代之孫

佐野市右衛門

藤原重綱

妻淺野式部少輔長照殿御家臣松村孫大夫重近女

号即是院

母即是院

初代 佐野源藏 幼名虎之助

後弥五左衛門

武雅

妻淺野式部少輔長照殿御家臣磯部彦右衛門政房女

母淺野式部少輔長照殿御家臣磯部彦右衛門政房女

二代 弥五左衛門 幼名萬之丞 後源藏 隠居号源鉄 後源則

高寛

妻生駒主膳時里女

(以下略)

【老女佐山關係成立書】

(表紙)

成立書并

系図共

佐山幾之進十九

成立

初代

佐山章五郎貴好

清瀬愿大夫貴雄四男二而文化十四丑年七月廿六日、老女佐山奉願通養子二被仰付、御広間小性被 召出、五人御扶持方御支配拾石被下置、右佐山儀根元枝川五郎左衛門家来大林弥平娘二御座候处、大谷御屋敷二十御中居被 召出年月日相、分不申候、其後安永四未年

四

月十七日御本城御次女中二被召出、追々御結構被 仰付、文化五年五月九日老女二立身被 仰付、同十四丑年六月十四日、年来御奉公相勤候二付養子可被 仰付望之人柄勝手次第願出候様被 仰付、前書之通被 仰付、同年七月廿九日御広間御番入被 仰付、文政二卯年三月十六日御供立帰江戸罷越、同四月廿三日罷帰、同廿八日
中務様御用被 仰付、同十二丑年四月七日御用無間断相勤候二付、白銀三枚被下置候、天保八酉年十月病氣大切二相及、嫡子

幾之進江相統奉願置、同月十三日病死仕候

二代
佐山幾之進貴貞

(以下略)

系図

老女佐山養子

姓不詳

佐山章五郎

実清瀬愿大夫貴雄四男

貴好

(以下略)

【老女滝尾関係成立書】

(表紙)

成立書并
系図共
武谷喜八郎三十一

成立

武谷新五右衛門栄政女喜多、安永八亥年御小性女中被 召出、
其後中老被 仰付、名滝尾与相改追々御結構相蒙、老女被 仰

付相勤罷在候处、天保二卯年十月朔日、滝尾儀年来相勤殊御用
繁之処彼是令出精候二付、養子可被 仰付候、望之人柄可申上
旨被 仰出、同月十三日奉願通、武谷巨介三男政之丞儀養子被
仰付候、同七申年六月六日病死仕候

初代

武谷喜八郎栄久

天保二卯年十月十三日、老女滝尾儀奉願通、養子被 仰付御広
間小性被 召出、五人御扶持方御支配拾石被下置、同年十一月
三日此後御広間御番被 仰付候、同三辰年正月十一日当夏

御帰国之節伏見迄立帰御供被仰付旨被 仰出候、同二月十日、
此後御供番被 仰付候、同四月廿二日

御発駕之節、御供仕出立、同五月廿日罷帰候、同八月十四日
若殿様八丁堀御屋敷 御逗留中引除被 仰付、兩人詰夜分三人
宛寝番、尤御屋敷向見繕夜分茂火之元心を付、折々打廻候様被

仰付、同十一月廿六日帰番仕候、同四巳年十二月五日、御国
許之御繕使者被 仰付、同五午年正月三日帰番仕候、同四月
十五日

御留守中御国許江御用之節者使者兼而被 仰付置旨被 仰出、
同六未年十月廿七日此後御奥小性役被 仰付、御役中高百石二
御直被下候旨被 仰出、同十二月廿八日奉願通喜八郎与名替被

仰付候、同九戌年正月十一日当夏
御帰国之節御供被 召連在番被 仰付旨被 仰出、同四月廿三
日

御発駕之節御供仕出立、同十亥年三月五日但州城崎 御湯治被
為 入候二付、在番中御供被 仰付乗船罷越、同四月十日御
供罷帰候、同年秋

御参勤之節御供仕九月十四日罷帰候、同十一子年正月十一日

御帰国之節御供被 召連在番被 仰付旨被 仰出、同四月五日
此後 御国住被 仰付

思召を以新知高百五拾石被下置、四宮与兵衛上々屋敷被下旨被
仰出、尤御役中被下置候高百石之儀者被 召上候、同日御国
住被 仰付候二付、御帰国御供之儀者御免被 仰付且新知高茂
被下候事二候得共、地盤小祿殊二新家之義、万事手薄之上右屋
敷繕向彼是費用茂有之、指当難渋可仕候二付、為御手当金七拾
兩被下置候、同四月十七日御国住被 仰付、用意調次第引越候
様被 仰付置候処、御都合二寄先為立帰 御跡を罷越候様被

仰付五月十二日出立、同廿六日着仕候、同六月朔日為立帰罷越
居候処、御用之御都合二寄直二引越候様被 仰付、家族之儀茂
早々為引越可申処、病氣之趣二候得者快氣之上引越候様被 仰
出、追而家族之儀者奉願武谷満介同道仕為引越申候、同年九月
十一日摂州有馬 御湯治被為 入候二付、御供被 召連乗船罷
越、同十月六日御供罷帰候、同十一月十二日、来年

御参勤之節江戸御供被 召連在番被 仰付、折返罷越候骨折被
思召旨被 仰出候、同十二年三月九日、譜代家来之者無之候
二付

思召を以名東郡北新居村御蔵百姓猪十郎家族共板野郡平石村見
懸入清助家族共右兩人之者被下置候、同四月廿一日、御供在江
戸乗船罷越、同九月十五日、御供罷帰候、同十三寅年三月廿八
日、御内御用二付、上郡筋度々出郷仕、 御都合御宜彼是骨折
候旨之厚 御趣意を以、於

御前鉄御鎧老枚拝領仕候、同十一月十四日来年
御参勤之節江戸御供被 召連在番被 仰付、毎度折返罷越段骨
折被
思召旨被 仰出、同月廿六日蜂須賀信濃下屋敷指上地之内、為
添地被 下置候、同十四卯年二月七日此度御知行処付被下候、

追付 御判物被下旨被 仰出候上、於
御前高百五拾石 御折紙頂戴仕候、同三月五日南方筋 御出之
節 御先江茂罷越、御都合御宜

御帰城被遊候二付 御逗留中被為 召候御羽織於
御前拝領仕候、同閏九月十五日兼而被 仰付置候江戸御供在番
御免被 仰付候、同十二月十四日近年御国住被 仰付候処、江
戸住二者自然武器之嗜等茂存儘二行届不申場茂可有之、其上
度類焼、且者新家等二而難行届儀茂可有之旨之厚 御趣意を以、
御用不立御品之内二而前懸七領被下置、弘化元年七月十三日
打続御番無間断相勤候二付、白銀五枚被下置、同二年五月六
日

御隠居様三三 此度讃州象頭山

御参詣被遊候二付御供出立、同十二日御供罷帰、同九月七日
御隠居様御出府御供乗船罷越、同年十二月廿七日

御帰国被遊候節、伊勢
御参宮並奈良春日

御参詣可被遊

思召二被為在候、依之 御休泊之御都合向御用筋も有之候二付、
為立帰彼地の大坂迄被遣旨被 仰付、同三年正月八日、右為
御用江戸表出立罷越、二月十日江戸表江罷帰、同月十一日於江
戸表從

太守様三三

御隠居様御出府御供罷越居候面々江佐之御趣意を以於

御前金五百疋被下置

御隠居様御儀追々御歳被為 召候処孰茂出精仕彼是御用弁能相
心得御旋も御宜様被

思召候、此上御旅中御用向始精々相心懸候様可仕、依而態 被
遊

御祝被下置候、同月十五日

御発駕御供出立三月四日南都於御本陣此度

御参宮を始御都合御宜被為 濟候二付、厚御趣意を以於

御前御召之御慰斗目拝領仕、同月八日御供罷帰、同四未年

御隠居様撰州住吉

御参詣被遊候二付御供被 仰付、三月廿九日 御出先御用之御

都合も被為 在候二付、御先江乘船罷越候様被 仰付、同日乘

船罷越、四月十三日御供仕罷帰、嘉永二酉年五月十四日

峻陵院二十四様大坂於国恩寺

福聚院二十五様御参詣被遊候二付、御供被 仰付候処 御出先御

用之御都合も有之候二付、泉州堺迄御先江被遣、彼地二而御待

受仕候様被 仰付、同日乘船罷越、同六月二日御供仕罷帰、同

三戌年三月三日

峻陵院様御出府御供乘船罷越、同九月二日当冬

峻陵院様御帰国之節遠州秋葉山

御参詣可被遊

思召被為 在候間、右御用筋二付彼地江為立帰被遣、同月四日

出立罷越、同月十五日江戸表江罷帰、同十月五日

御帰国御供出立、同月十二日遠州坂本於御本陣此度之

御参詣万端御都合御宜被為 濟、彼是厚骨折候旨之

御趣意を以於

御前御参詣之節被為 召候御小袖被下置、同月廿六日御供仕罷

帰、同四亥年四月十二日此度

峻陵院様淡州灘目為 御見分被為 入候、右御序二播州室明神

御参詣被遊候、右御用筋二付 御先江乘船罷越候様被 仰付、

播州室二而御待受仕、同月廿三日御供仕罷帰、同日此度之御出

二付御先江茂被遣候処、彼是骨折御都合御宜 御慰二も被為

成候二付、為御褒美金二千疋被下置、同年九月八日

峻陵院様淡州江御鷹野之御建二而被為 入候二付、御供乘船罷

越、同月十四日御供罷帰、同六丑年二月廿九日

峻陵院様此度紀州高野山 御参詣被遊候二付 御休泊御都合向其余御用筋有之候二付、彼

地迄被遊候旨、被 仰付、同三月四日乘船罷越、同月十八日罷

帰、同四月十一日右

御参詣被遊候御供乘船罷越、同月廿日

御参詣被為 濟光明院江

御帰之上於

御前此度

御登山二付而者彼是厚骨折出精仕候二付、万端御都合御宜

御参詣被為 濟候旨之 御趣意を以、其御節被為 召候御上下

被下置、同月廿七日御供仕罷帰、同日於

御前御書付を以今度高野山

御登山御用相手懸厚出精仕至極御都合宜

御下山被遊候二付 御召古御上下被下候事二候、然処当御役儀

二而者御納戸払等二而 御召古者度々拝領も仕候儀、又高野山

御登山与申者殊未曾有之御事、右御用御都合宜相濟候儀者格別

之儀且伊勢

御参詣秋葉

御登山之御用等も彼是度々骨折候義かたく何そ家二残候御品

も被下度被

思召候得共被

思召つきも不被為 在、折節御棚二被指置候御置物御翫物同断

之御品ながら右を被下候 御趣意之御事、同七寅年二月七日長

尾市太郎儀此度支配可仕旨被 仰付、同年七月十四日此後御小

道具方受持被 仰付、安政二卯年六月廿六日

峻陵院様当秋但州城崎 御湯治被為 入候

思召二付、此砌一応、御先江罷越御都合向仕罷帰候様被、仰付、六月晦日乗船罷越、七月十九日罷帰、同八月廿二日右御湯治御供乗船罷越、同九月廿八日御供罷帰、同日於

御前此度之、御湯治、御先江茂罷越御都合向仕候処、至極御都合御宜、御慰二茂被為、成

御帰城被遊、彼是厚骨折候段、御満悦被、思召候旨之、御趣意を以於

御前被為、召候御羽織御小袴被下置、同三辰年三月十三日

峻陵院様来月上旬御鷹野之御建二而、淡州江井浦江為御釣被為

入候二付、右御用筋も有之、御内御用、御含茂被為在候間、播州明石迄罷越候様被、仰付、乗船罷越、同月十九日罷帰、同

月廿二日右

御出二付御供乗船罷越、於御船中摂州長田明神江

御参詣被遊旨被、仰出、御供仕同五月七日御供仕罷帰、同日此度、御出先御用彼是厚骨折候二付、金千疋被下置、同年十二月

十日従

太守様

御隠居様御歳追々被為、長候御儀二付而者、御座右之御事を始孰茂厚相心得精勤仕候段御安悦被遊候、依而機留御袴地氈具被

下置、同四巳年六月八日男子無御座候二付、西尾源右衛門弟雄之進儀養女江婿養子奉願通被、仰付、同五年四月十九日打続

御番無間断相勤候二付、白銀五枚被下置、同年十一月十五日奉願通、養子雄之進儀初而

御目見被、仰付、同月十七日養子雄之進儀此後奥御小性役被召仕勤中拾五人御扶持方被下置旨被、仰出、同六未年三月廿六

日此度

峻陵院様淡州灘目為、御見分被為入、夫備中国吉備津神宮御参詣被遊旨被、仰出候二付、右御出先御都合向御用被、仰付

乗船罷越、同四月二日罷帰、同五月六日右御乗船御供乗船罷越、同月一六日御供仕罷帰、同日於御前此度

御参詣無御滞被為、濟御都合御宜、御帰城被遊、御慰二茂被為、成、彼是厚骨折候付而者、何ぞ被下候

思召二被為、在候得共、御羽織御召物等者度々被下候事二候得者、此度之儀者前段之、御趣意二而家二殘候様二与之

御沙汰を以、御手自御掛物被下置候、同年九月一四日

峻陵院様御逝去被遊候二付、御收御用懸御仏式共被、仰付、万延元申年十二月八日

峻陵院様御收御用相勤候二付、御小袖氈被下置、文久元酉年九月老拾四日

於里様追々東

御殿江御引移被成候上者、右

御殿引除被、仰付、先夫迄者西

御丸江引除相勤候様被、仰付

養子

武谷豊栄逸

(以下略)

系図

老女滝尾養子

実武谷巨介栄真三男

初代 武谷喜八郎 初政之丞

源栄久

妻阿部伊予守殿御家臣麻生鉄三郎重政女

女 早世

女 実三宅貞之進国達女喜八郎栄久為養女豊栄逸妻

栄逸 豊 実西尾源右衛門吉敏弟 初雄之進

妻養父喜八郎栄久養女

(以下略)

【中老女野崎関係成立書】

(表紙)

<p>成立書并 系図共</p> <p>樋富猪藤太_{二十六}</p>
--

成立

初代

樋富菊郎達賢

御水主樋富儀右衛門第二而御座候所、寛政元酉年天文方稽古被
仰付相勤罷在候所、文化三寅年十二月十三日、右御用心懸宜

敷出精仕候二付御徒士二被 召出三人御扶持方御支配八石被下
置候、然所賀島長門頭入先規奉公人那賀郡古津村吉右衛門娘野
崎儀

謙光院_{二十七} 様御側向始年来御奉公被取究方宜敷出精二相勤、度

女

御金時服等拜領被 仰付候得共_{年月日相、分不申候}、猶又格別之

思召ヲ以 御召御紋服拜領被 仰付、家之宝二茂相成候様被

仰付候得共_{年月日相、分不申候}、文化三寅年十二月十三日野崎老年相及候二

付

此後御番御免被 仰付、尤御側向取究并御人支等之節者御使御
番二茂罷出候様被 仰付候、右彼是御奉公仕候者之事故、睦合
等者無之乍儀、右養子二被 仰付、同四卯年正月十五日天文為
稽古上京被 仰付罷越、同二月十四日罷帰、同五月廿五日天文

為稽古在江戸罷越彼地二而相勤罷在候所、同十一月十一日江戸

表方京都江罷登り候様被 仰付、翌辰年三月廿一日罷帰、同十

月従 公義天文方御役人 御国許江廻来候二付、右為立合須本

江罷越候、然所右御用相济候上、天文方就御用岩屋方直二京都

江罷越、翌巳年二月廿三日罷帰、同九申年七月十七日天文方御

用二付上京被 仰付乗船罷越居申候所

良遷院様御不例之節急御用二付 御国許江上意二而罷越候様被

仰付、同十一月廿一日京都出立仕、同廿三日 御国許江着仕

右御用相济候二付出立被 仰付哉之旨相願候所、願之通被 仰

付、同廿九日罷越同十一月廿一日罷帰、同十二月廿九日_{年月日相、分不申候}天

文御場処之内百坪余明地御座候二付、当時御不用之御場処二御

座候江者、此処二自力を以小家懸仕引越申度段奉願候処、願之

通拜借被 仰付候、同十三年二月廿八日病氣大切二相及、男

子無御座候二付、庄野平五左衛門四男猪藤太儀相統養子奉願置

同日病死仕候、

二代
樋富猪藤太右史

(以下略)

系図

中老女中野崎養子

姓不詳

初代

樋富菊郎

達賢

二代

猪藤太

実庄野平五左衛門福秀四男

右史

妻小川幸右衛門武直女

(以下略)

【老女繁野関係成立書】

(表紙)

成立書并

系図共

小田繁次郎二十八

成立

繁野

以前之儀相分不申候
松平大宇頭様御家臣小田十八定泰娘御座候、良遷院様御代安永六丁酉年月日相不申候御奥江被 召出其後度々御結構被 仰付候月日相不申候、寛政九丁巳年十一月十一日老女御結構被 仰付相勤罷在候所御当代様御代文化十二丁亥年五月八日厚御結構之上養子被 仰付、同五月廿日奉願候通、坂本門蔵二男繁次郎養子被 仰付候

初代

小田繁次郎義行

文化十二乙亥年五月廿日繁野奉願候通、養子被 仰付御広間小性被 召出、五人御扶持方御支配拾石被下置、同六月朔日、右御礼申上候、同二日此後御広間御番被 仰付候、同十一月七日此後御供番被 仰付候、同十三丙子年御帰国之節大坂迄立帰御供被 仰付同四月廿二日出立仕、五月廿二日罷帰申候、今以御供番相勤罷在候

系図

姓不詳

初代

小田繁次郎

実坂本門蔵相義二男

義行

妻小笠原主殿頭様御家臣田山又右衛門久敬妹

下女

【中老女中繁山關係成立書】
(表紙)

成立書并
系図共
高田重吉郎 二十九

成立

御番人高田林次娘まさ儀文化十一年六月廿五日御半女被 召出御右筆見習被 仰付、同十五年四月廿三日御次女中二立身被 仰付、天保七申年五月十八日御小性二立身、表使役御右筆兼帶被 仰付、弘化二巳年八月十八日中老二立身被 仰付、名繁山与相改候様被 仰付、万延元申年五月十五日御用方年来出精相勤候二付、養子可被 仰付候、望之人柄勝手次第願出候様被 仰付、同月廿五日奉願通高田此左衛門弟重吉郎儀養子被 仰付、苗字高田与相改申度旨奉願通、被 仰付今以相勤罷在候

初代

高田重吉郎久利

万延元申年五月廿五口中老女中繁山奉願通養子被 仰付、日帳格被 召出、四人御扶持方御支配七石被下置候、同年七月五日御日帳役加り被 仰付、今以相勤罷在候

系図

中老女中繁山養子

姓不詳

初代 高田重吉郎 実高田此左衛門恒為弟

久利

【老女香河關係成立書】
(表紙)

成立書并
系図共
島田勝三郎 三十

成立

横山弁左衛門妹香河儀享保十八癸丑年^{月日相分不申候}御次女中二被 召出、其後御小性二立身、猶亦老女役立身被 仰付相勤罷在候处、養子被下候二付、明和五戊子年十月廿三日奉願、下田慶右衛門三男和太次養子被 仰付候、右弁左衛門家者絶家仕候

初代

島田和太次久弁

明和五戊子年十月廿三日香河奉願通、養子二被 仰付四人御扶持方御支配七石被下置、小普請組二被 召出、森田清左衛門組江御指入被 仰付、同年十二月廿四日富田御屋敷御目付書記当分加被 仰付候、同六己丑年二月十三日右御目付書記本役被 仰付候、同七庚寅年六月廿八日御日帳格居り被 仰付候、安永四丁未年五月十三日

御本城御日帳役ニ御指替被 仰付候、天明元辛丑年三月廿日御
 供在江戸乗船罷越、翌壬寅年正月十八日江戸
 御発駕御供仕罷帰候砌、駿州岡部之駅ニ而病氣ニ付、奉願相残
 同三月十九日罷帰申候、同五乙巳年七月廿日
 戴君様御婚禮御用被 仰付、同十二月二日、御入輿御供仕御跡
 弘御用相兼罷越、翌丙午年正月三日罷帰申候、同五月七日右御
 用相勤候ニ付、骨折被
 思召、依之金三百疋被下置候、同八戊申年三月十七日、中小性
 格立身御役替小目付役被 仰付候、寛政五癸丑年三月九日富田
 中屋敷之内割地ニ被 仰付地面四畝貳拾三坪建家共拝領仕候、
 同三月一三日御供在江戸乗船罷越、翌甲寅年五月十日御供仕罷
 帰申候、同十戊午年二月八日御役替富田御屋敷 御子様方御用
 被 仰付候、文化十一甲戌年十月三日奉願通、嫡子政太郎御用
 名代被 召仕旨被 仰出候、文政二己卯年八月十日病氣大切ニ
 相及、嫡子政太郎江相統奉願置、同日病死仕候

二代

島田宗作久長

(以下略)

系図

老女香河養子

姓不詳

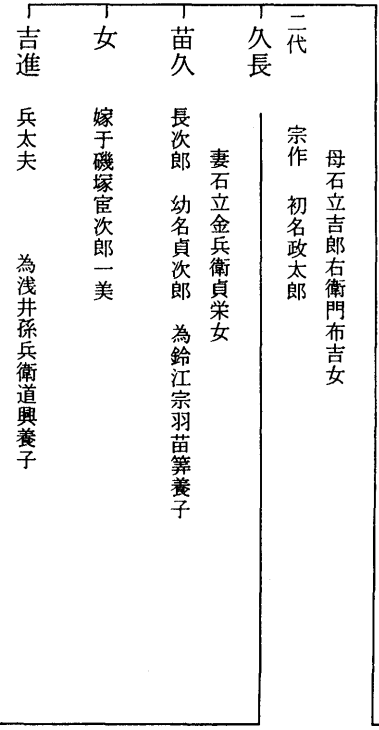
初代

島田和太次

実下田慶右衛門久善三男

久弁

妻石立吉郎右衛門布吉女



(以下略)

【注】

- *一 天保十三年指上、文久元年書継の成立書、高八百石。
- *二 長盛院関係成立書 三として紹介する、長盛院の弟(中島茂直)の子孫、中島栄作家の成立書では、長盛院の父は茂江となっている。その二で紹介する、柏木為蔵家の成立書では、この柏木加内家と同様、茂郷となっている。
- *三 三代藩主光隆
- *四 三代藩主光隆
- *五 小笠原右近将監忠真、光隆の母は、小笠原右近将監忠真の養女
- *六 小笠原右近将監忠真の妻は、本多忠政の娘。
- *七 二代藩主忠英の妻、光隆の母。

*八 光隆の幼名。

*九 二代藩主忠英。

*十 四代藩主綱通。

*十一 四代藩主綱通。

*十二 天保五年指上、文久元年書継の成立書。高百石。

*十三 三代光隆の弟隆重の妻。隆重は、五代藩主綱矩の襲封に際し、五万石を分知され富田藩の初代となる。

*十四 五代綱矩の次男。綱矩の長男は早世。父綱矩に先立ち死去するため、藩主とはならなかった。

*十五 五代綱矩の三男。蜂須賀隆長(富田藩)の養子となるが、病を得て嫡を辞す。

*十六 天保五年指上、文久元年書継の成立書。高二百五十石。

*十七 天保五年指上、文久元年書継の成立書。高五百石。

*十八 五代藩主綱矩。

*十九 天保五年指上、文久元年書継の成立書。五人御扶持方御

支配拾石。

*二十 十代藩主重喜が、明和六年十月に蟄居して住んだ屋敷。

*二十一 嘉永元年指上、文久元年書継の成立書。高百五十石。

*二十二 十二代藩主斉昌は、天保十四年九月に隠居する。

*二十三 十三代藩主斉裕。

*二十四 十二代藩主斉昌。

*二十五 蜂須賀正勝。

*二十六 天保五年指上、文久元年書継の成立書。三人御扶持方御支配八石。

*二十七 十代藩主重喜。

*二十八 文政二年指上の成立書。五人御扶持方御支配拾石。

*二十九 文久元年指上の成立書。四人御扶持方御支配七石。

*三十 文久元年指上の成立書。四人御扶持方御支配八石。